

北九州市立埋蔵文化財センター基本計画について

1 基本計画【本文】の修正

- (1) 和暦については、原則として西暦を併記。
- (2) 埋蔵文化財センターの改修については、緊急度に合わせて、「早急」「数年以内」「近い将来」という表記に整理。
- ・「空調・給排水設備等の更新」については、「早急」
 - ・「電気配線、空調配管・ダクト等の更新」については、「数年以内」
 - ・「大規模改修」については、「近い将来」と整理したうえで、
- 4 ページ「(2)埋蔵文化財センターを旧八幡市民会館に移転する背景」について、次のとおり、変更。

旧	新
その結果、 <u>老朽化が進み早急な改修が必要である埋蔵文化財センターおよび収蔵庫として、旧八幡市民会館をコンバージョン（用途変換）して活用する方針を決定し</u>	その結果、 <u>旧八幡市民会館をコンバージョン（用途変換）し、埋蔵文化財センター及び収蔵庫として活用することを基本に、検討を進めていくという方針を決定し</u>

- (3) 表記の一部修正
- ・ 7 ページ「入場者」、14 ページ「入館者」→「利用者」に修正。
 - ・ 27 ページ「参考資料(3)」→「参考資料③」に修正。
- (4) ゾーニング図の「半地階」の表記について修正
- ・ 半地階のトイレの位置がわかるよう、「地階 1 階より」等の表記と矢印を追加。
- (5) 参考資料③の「検討面積」を修正
- ・ 収蔵庫等の面積検討時の修正が合計に反映されていなかったため、合計値「2376.6」→「2386.6」に修正。

2 基本計画概要版の修正

- ・ 本文の修正に合わせて、該当箇所を修正。

埋蔵文化財センター基本計画（案）に対する主な意見等について

1 意見を伺った建築等の専門家

- 水野貴博（西日本工業大学 准教授）
- 松岡恭子（株式会社スピングラス・アーキテクト 代表取締役）
- 古森弘一（株式会社 古森弘一建築設計事務所）

2 意見等

（1）総評等について

- 建物の外観を残して用途変更し、利活用を図るという今回の計画は、評価できる。
- 近現代建築は、用途を変更して使い続けるべきであり、北九州市が保存・活用を決めたことは評価できる。
- 旧八幡市民会館の保存を決定したことは、地元からも評価が高い。

（2）具体的な意見等について

【基本計画案に関するもの】

- 数十年後の再改修に配慮をしてほしい。
- ホールの床なども、将来、復元できるような改修が望ましい。
- 内観については、少しでも残すようなことができればよい。
- 煙突は、村野建築の特徴であり、残す工夫をしてほしい。
- エレベーターは、スケルトンタイプ（門司港駅の例）であれば、現在の案（ホール正面階段を一部撤去して設置）で問題はないのではないかと。
- 基本計画の策定にあたっては、いろいろな方の意見を聞いた方がよい。

【その他】

- 内観の写真などを残した方がよい。
- 東田におけるミュージアムパーク事業、八幡駅前や平野地区にも活動を広げてほしい。
- 収益の少ない施設であるため、子供の教育などを強調して、周辺施設との活用の協議をしたらよい。

埋蔵文化財センター基本計画（案）に対する主な意見等について

1 意見を伺った団体

- 一般社団法人 DOCOMOMO J a p a n

2 意見等

（１）総評等について

- 建物の存続そのものが危ぶまれたものの、保存活用が進められることを安堵するとともに、ここまで検討を積み重ねてきたことに敬意を表する。
- プロポーザルについては、近代建築の再生や保存活用に詳しい応募者を広い範囲から募集し、学識経験者や建築家を含めたオープンな審査を望む。

（２）具体的な意見等について

【旧ホール内部】

- プロポーザルにおいて、施設内のゾーニングなどについて、様々な提案が可能なように、自由度の高い基本計画とすることが望ましい。

【屋根および天井】

- 屋根を取り換えることは問題がないが、屋根の特徴が維持されることが望ましい。ホール天井を元の形で残すことを、プロポーザルの条件に盛り込んでほしい。

【旧ホール以外】

- 展示室の設置により、開放的な空間であるホワイエの特徴が失われるため、展示室を美術展示棟に移すことができないか。
- 特徴的な階段を残すために、エレベーターの設置場所とその方法について慎重に行うことを、プロポーザルの条件として盛り込むことが望ましい。
- 美術展示棟の階段についても、階段室を残すため、エレベーターの位置について、計画案において注意してほしい。

【八幡市民会館に関する展示】

- 旧八幡市立図書館の資料も併せて展示するなど、「八幡と村野藤吾」という大きな枠組みで、展示コーナーを開設することを提案する。

【煙突】

- 村野藤吾ならではのデザインである煙突は撤去せず、オブジェという形でも残すことをプロポーザルの条件としてほしい。

【保存活用計画の作成】

- 旧八幡市民会館を文化財として認識した上で、「保存活用計画」を作成し、助成制度も活用しながら、文化的価値と活用の両立を目指してほしい。
- 建物の文化財的価値を守る方法を市と一緒に検討することを、プロポーザルの条件としてほしい。

【その他】

- 改修の前には、正確な実測図の作成や写真などによる記録を行い、十分な資料を作成することを、プロポーザルの条件としてほしい。
- 将来的に用途が変わる可能性もあるため、元の姿に戻すことが可能な施工を、プロポーザルの条件とすることがこの建物にふさわしい。